

第22期 第22回 農業委員会総会議事録

藤里町農業委員会

1. 召集及び開催月日

召集月日 平成28年3月28日

開催月日 平成28年4月6日

開催場所 藤里町役場議場

開催時刻 午前10時00分

終了時刻 午前11時30分

3. 召集者及び議長

召集者 会長 小森 鉄雄

議長 会長 小森 鉄雄

4. 出席委員の番号及び氏名

番号	職名	氏名	出欠別	番号	職名	氏名	出欠別
1	会長	小森 鉄雄	出席	8	委員	佐々木 靖夫	出席
2	委員	安保 広政	出席	9	委員	田中 文雄	出席
3	委員	成 田 初	出席	10	委員	市 川 一	出席
4	委員	永塚 誠司	欠席	11	委員	桂田 善昭	出席
5	委員	山田 一達孝	出席	12	委員	安 部 満	欠席
6	委員	石岡 千代志	出席	13	委員	細田 治男	出席
7	委員	細田 茂廣	出席	14	委員	藤原 信一	欠席

5. 欠席委員の番号及び氏名

4番 永塚 誠司

12番 安部 満

13番 細田 治男

6. 議事日程

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名者の指名について

日程第3 議案第43号 藤里町農用地利用集積計画の決定について

日程第4 議案第44号 農地法第3条の規程による許可申請について

日程第5 議案第45号 農地法第3条の規程による許可申請について

日程第6 議案第46号 農地法第4条の規程による許可申請について

7. 議事録署名委員

藤里町農業委員会会議規則第13条2項の規定による議事録署名委員は次のとおり

9番 田中 文雄

10番 市川 一

8. 事務局出席者

事務局長 小山隆久

事務局庶務係長 田代文久

開会 午前10時00分

事務局 定刻となりましたので始めたいと思います。

本日は、4番永塚誠司委員、12番安部満委員、13番細田治男委員が都合により欠席しておりますが、定数の達しておりますのでただいまから第22期第22回藤里町農業委員会総会を開会します。

それでは、次第に従って進めてまいります。

はじめに、会長からあいさつをお願いします。

議長 皆さんおはようございます。4月に入りまして、種まき等の大変お忙し中お集まりいただきましてありがとうございます。本日総会にかかります農業公社扱いの件数が相当増えていて心配ではありますが、なんとか農地として利用できるようになっていきますので皆さん何とかよろしくをお願いします。本日はご審議の程よろしくをお願いします。

議長 それでは報告事項3月行事報告・4月行事予定についての説明をお願いします。

事務局 報告事項3月行事報告・4月行事予定について説明。

議長 ただいまの報告で、ご意見・ご質問はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、議事に入ります。

日程第1「会期の決定について」会期は4月6日本日1日限りとします。

日程第2「会議録署名者の指名について」慣例により当職から指名してもご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、9番田中文雄委員、10番市川一委員をお願いします。

日程第3「議案第43号 藤里町農用地利用集積計画の決定について」

事務局から説明願います。

事務局 議案に入る前にお願いがございます。前回の総会で取り上げました[]さんの農地返還について藤里町の認定農業者等に相談したところ、室岱の畑地等で1件の農家の方が作っていただけるということで、その場所は地元農家の方に作っていただくということになりました。向羽佐場も農家の方に検討してもらいましたが、結局大変だということでも他の農地は藤里町に作っていただけの方がいない状況になりました。4月末からは農作業に取り掛からなければならないということで、秋田県農業公社に相談したところ、藤里町で農地を耕作したいと中間管理機構で手を挙げられた方が3名ほどいらっしゃいました。その中で1名の方と大潟村でもう1名、農業公社で合印している方を紹介していただき、その方々に午前午後來てもらい、偶然どちらの方も大潟村の方でしたが、やってもいいかなということで後日、2人ともに来ていただき農業公社と話をしたところ、双方ともに作っていただけるということになりました。1人の方は真土上岱と大野岱牧場の畑地を、もう1人の方は萱沢から室岱の道路沿いのところをお願いしまして、飼料用米にかかるもの、もしくは家畜飼料によるデントコーンというようなことです。支障なるようなところは大豆を植えてたりなどして配慮してもらえると、それと地元の水路の関係もあるので地元の方を雇用していただけるということでお話が進んでいて、今現

在、事務手続きする段階です。そこでお願いがあるのですが、本来ならば中間管理機構の手続きにつきましては、2月に1件、27年度で契約した方が3月の末に秋田県の公告にかかって全部成立しました。今回の事例は4月から始まるものですからこれから始まって手続きするということになれば借り手の人は6月の契約になってしまうので、書類上はあまりにもよろしくないということで、農業公社の方で遡っての手続きも可能なのでそのように配慮していくとし、ある程度決まりましたら農家の方にも農作業の準備をしていただくというような話まで進んでいます。今回の農業委員会の総会のほうである程度の集積が決まりましたので、本来であれば計画が決まって、契約が農家と農業公社の方で決まって2月のような形で提出するわけですが、それでは到底間に合わないということで、まず4月の段階で、ある程度決まった集積を総会で諮っていただきたいという農業公社の話でした。ということでこれから説明する43号の農地利用集積計画の追加で、農業公社の分も載っています。これについて、農業公社に貸すにあたっては登記上自分の農地を貸すということで、農業公社に登記書を見せて、添付するという事になっています。そこで、自分の祖父が持っていた土地であるといったような方は公社とは契約できないもので、調査していくとそのような土地が20haほどありました。それと、農業公社の事業で、藤琴・矢坂で訳あって農業できず藤里町で農業やりたいという方、地元のほうで作っても良いという方が居られましたのでこの方も含めて中間管理機構に入れており、そのことも含めて43号で説明したいのでご了承願いたいと思います。

議案の5ページをご覧ください。

議案第43号 藤里町農業経営基盤強化促進法による利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、藤里町長から藤里町農業委員会に対し農用地利用集積計画（案）の適否の判断を諮問されたのでこれを提出する。平成28年4月6日提出 藤里町農業委員会。

1. 農業経営基盤強化促進事業による利用権の設定総括表は別紙のとおり

平成28年4月6日公告予定分。賃貸借権の新規設定28件、賃貸借権の再規設定が8件、合計36件です。

議案の6ページは総括表になります。

新規設定は28件260,596㎡、再設定が8件36,576㎡、合計36件で297,172㎡の集積となります。次の7,8ページをご覧ください。1番から13番までは基盤強化法、町内の方で貸し借りをしているもので、14番以降が農業公社に貸すものになっています。借り手が農業公社、貸し手が藤里町の方、若しくは町外の方で町内に土地を持っていらっしゃる方となっています。ちなみに■■■■さんの分は30件近く有ったのですが、まとめてみると20件ほどになり、全部で200,684㎡ほどで約20haということになっています。36番までご覧いただくと10年契約の合計欄に223,607㎡となっていて、中間管理事業が3件ほど追加となっています。追加されたのは34、35、36番になります。34番■■■■さんは、去年、集積計画で中間管理事業を使って経営転換をしたいということだったのですが、■■■■さんがもういっぱいできないということだったのですが、その矢先だったため、この件も今回借りていただく方に作っていただくということで加えています。35

番 [] さんは、北秋田市の [] さんという方がすでに矢坂の農地を何件か作っているのですが、さらにこの辺の農地を作ってもいいということで提案にしております。 [] さんが昨年まで自分で作っていたのですが、もうやめたいということで今回載せています。36番 [] さんは、病気になり入院してしまっていて、家族の方がもう農業できない状況という風におっしゃっていましたので今回農業公社の方に貸すという形をとりたいと思います。これを含みまして、全部で297,172㎡となります。

以上です。

議長 ただいまの説明で、なにかご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

ご異議ないようですので、議案第43号は許可相当とします。

続きまして日程第4「議案第44号 農地法第3条の規程による許可申請について」事務局から説明願います。

事務局 議案の9ページをご覧ください。

議案第44号 農地法第3条第1項の規程による許可申請について

次のとおり、農地法第3条第1項の規定による所有権移転による許可申請があったので、農地法第3条第1項の規定に基づき意見を求める。平成28年4月6日提出 藤里町農業委員会。

土地の所在は、藤里町粕毛 []、地目 原野、225㎡、粕毛 []、地目 田、177㎡、2筆で402㎡、許可種類は所有権移転です。譲渡人は秋田市 [] [] さん、譲受人は山本郡藤里町粕毛 [] [] さんで、譲渡に係る理由です。

10ページが農地法第3条の規定による許可申請書になります。

11ページをご覧くださいと分かりますが、譲渡人については町外永住のため土地を管理してくれている親戚へ譲渡したいと、譲受人については経営規模拡大のため、譲受したいということです。

場所につきましては16ページをご覧ください。

登記は [] さんになっていますが、現在は息子である [] さんが作っていてその先に [] さんの農地があり、長年その農地も一緒に手入れしていたようです。長年管理してもらい [] さんも土地を処分したいということで、親戚関係ということもあり無償で譲渡したいということで申請されました。

以上です。

議長 ただいまの説明で、なにかご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

では議案第44号は許可相当とします。

次に日程第4「議案第45号 農地法第3条の規程による許可申請について」事務局から説明願います。

事務局 17ページをご覧ください。

議案第45号 農地法第3条第1項の規程による許可申請について

次のとおり、農地法第3条第1項の規定による所有権移転による許可申請があったので、農地法第3条第1項の規定に基づき意見を求める。平成28年4月6日提出

藤里町農業委員会。

土地の所在は、藤里町粕毛 [] 畑 396 m²から粕毛 [] 田 1,037 m²、11筆で面積17,593 m²、許可種類は所有権移転です。譲渡人は粕毛 [] [] さん、譲受人は息子である粕毛 [] [] さんです。申請理由は贈与となります。

18 ページが農地法第3条の規定による許可申請書になります。

事由は同一世帯内での生前贈与で後継者へ一括贈与として、息子の [] さんが経営を継承するということです。

場所についての23,24ページは土地の写真になります。

以上です。

議長 ただいまの説明で、なにかご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

では第45号は許可相当でよろしいですか。

(異議なしの声)

ご異議ないようですので、議案第45号は許可相当とします。

続いて、日程第6「議案第46号 農地法第4条の規程による許可申請について」説明願います。

事務局 25ページをご覧ください。

議案第46号 農地法第4条の規程による許可申請について

次のとおり、農地法第4条の規定による地目変更許可申請があったので、農地法施行令第7条第1項の規定に基づき秋田県農業会議に諮問することについて意見を求める。平成28年4月6日提出 藤里町農業委員会。

申請農地は藤琴 [] 田 3,943 m²、申請人は藤琴 [] []、用途は杉の植林ということになっています。

26ページに申請書がございます。

農地法第4条第1項の規定による申請で、自分の農地を農地転用したいということの申請です。

27ページは事業計画書になります。この件に関しては、去年、一昨年に前任の佐々木が挙げているのですが、農振地域を外してから転用したみたいなのですが、それがうまくいってなかったようで、今回農政と話をして、先々月に農振除外となりました。よって今度は転用という事で、昨年4月1日から直接、県を通さずに転用許可を秋田県に諮問していました。今年の4月からは同じような形なのですが、3反歩以下に関しては藤里町の農業委員会総会にかけて、許可できるということになっているので諮問しなくてもいいのですが、3反歩以上あるので今回の第1回総会にかかる形になっています。昨年からのやり方は一緒ですのでそのことを踏まえて説明させていただきます。

事業計画書ですが、[] さんが事業主で経営規模は3,943 m²、植林の目的は、木材の需要価値が高まると見込まれ、60年を目途に住宅用材として利用する予定ということです。植林の具体的経過ですが、杉をおおよそ1.8m間隔で950本植えるということです。管理計画については資料のとおりです。選定した経過については、農地として耕作したいが、農業後継者がいないため山林として転用したいというこ

とです。28 ページには事業の内訳が書かれております。転用を必要とする事業を行う理由としては、中山間地にある農地では米の収穫量が少ないため農業経営が厳しい情勢であり、土地の有効活用と将来の木材需要を見込んで杉を植林し一帯管理・育成することで、品質の向上が見込まれ、土地や資産の有効活用が可能と判断し計画を立てております。事業費に関しては 151,470 円です。31 ページに計画の図面があります。32 ページが現況の写真です。

以上です。

議長 ただいまの説明で、なにかご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

なしの声がありましたので、議案第 46 号は許可相当とします。

これで本日の議事日程は全て終了しました。

5 番協議事項、6 番その他に移りたいと思います。

事務局 その他ですが、37・38 ページをご覧ください。

先日、3 月付けで農業経営改善計画の承認で、認定農業者の更新がありました。8 人の方が再更新したので報告させていただきます。

以上です。

議長 ご意見・ご質問はないでしょうか。

(なしの声)

ではこれで総会を閉じます。お疲れさまでした。

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 28 年 4 月 6 日

藤里町農業委員会会長
議 長

藤里町農業委員
署名委員
(5 番)

藤里町農業委員
署名委員
(6 番)